

平成22年6月15日

会 議 録 審査内容

◇会 議 録

- 1 日 時 平成22年6月15日
開会 13時 閉会 13時45分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 5名
委員長 牧野茂敏
副委員長 藤原 孟
委 員 増田武夫 乾邦廣 助川順一
議 長 古川 稔
- 4 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 傍聴者 谷口和弥 中橋友子 ほかに一般傍聴者6名
- 6 審査事件 別 紙
- 7 審査結果 別 紙

委員長 牧野 茂敏

◇審査内容

(13時 開会)

- 委員長（牧野茂敏） ただ今より総務文教常任委員会を開催いたします。本委員会に付託された陳情の審査についてであります。最初に陳情第6号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択についての陳情書について行います。まず、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。増田委員。
- 委員（増田武夫） 所得税法第56条につきましては、以前にも議会で議論した経過があるわけですが、この所得税法第56条の問題につきましては、昭和25年からずっと続いていることでありまして、そうした中で、陳情の趣旨にもあるかと思うんですが、中小企業で働いている家族の方が、きちんと、大げさに言えば人間としてと申しますか、きちんと労働が認められた形になっていないということで、こういう状況は一刻も早く改善して欲しいという意見が全国から上がっておりまして、十勝からも既に意見書が上げられたところが、士幌町、本別町など上がっているわけで、全国でもすでに4月5日現在で、242の自治体から今日出されたと同様な意見書が上がってきている状態です。そうした、業者の夫人の方や家族の方が、やはり自分たちの労働をきちっと正當に評価して、そして賃金も経費の中に認めて欲しいというのは、これは当然の願いではないかというふうに思うんですよね。世界的にも、どんどんそういう状況が作られていて、日本のように所得税法第56条のような形で残っているのは、日本くらいのもんだと言われるくらい、遅れた部分になってしまっていると思うんですよね。そうした点では、やはり、陳情の趣旨というのとは当然の願いではないかと、私自身は考えるところです。以上です。
- 委員長（牧野茂敏） そのほか、ご意見ありませんか。乾委員。
- 委員（乾 邦廣） 今、増田委員からは、そういう趣旨の発言がございましたけれども、この意見書の陳情につきましては、前回、前期の時ですか、一回審議がされていると思うんですけども、その結果だとか、経過、あるいは所得税法に関する資料などがありましたら、ちょっと提出できれば、今ここで提出していただきたいと思えます。ちょっと検討してみたいと思えます。
- 委員長（牧野茂敏） ただ今、乾委員の方から資料等について、前回の経過、並びに資料が提出できないかということですが、よろしいでしょうか。
- (はいの声、多数あり)
- 委員長（牧野茂敏） それでは、事務局、提出できますか。それでは、お願いします。暫時、休憩します。
- (暫時休憩)
- 委員長（牧野茂敏） それでは休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。ご意見を伺いたしたいと思います。前回経過等を踏まえながら、ご意見をいただければと思えます。助川委員。
- 委員（助川順一） 基本的には、この願意は理解はできます。前回とだし方、廃止と見直しということで、そういう問題もありますし、一度本会議で×ということもありますし、この資料ももう少し詳しく検討させていただきたいですし、そんなことで一回、ちょっと検討させていただきたいなと思えます。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。藤原委員。
- 委員（藤原 孟） 前回の反対する意見の一部をちょっと読んでおりましたら、いわゆる56条廃止だけでは、新たな経営負担も出てくるのではないかとことを恐れて、前回反対だという意見が書いてあります。私も、まだ詳しくわかっておりませんので、議会中の間勉強していきたいと思えますので、継続審査ということでいいんじゃないかと思えます。
- 委員長（牧野茂敏） ただ今、お二人の方から、継続で審査をしたいということですが、よろしいですか、継続で。
- (はいの声、あり。)
- 委員長（牧野茂敏） それでは、今議会中、ちょっと日程、打合せのため休憩します。
- (暫時休憩)

- 委員長（牧野茂敏） それでは再開いたします。日程は、6月17日、本会議後、産業建設常任委員会がありますので、その後、終了後行いたいと思いますがよろしいでしょうか。
- （はいの声、あり。）
- 委員長（牧野茂敏） それでは、陳情第6号につきましては、継続審議ということで終わらせていただきます。次に、陳情第7号、沖縄・普天間基地の無条件撤去と道内への訓練移転を行わないことを要望する意見書の提出を求める陳情書について行います。陳情第7号について、ご意見をいただきたいと思います。増田委員。
- 委員（増田武夫） 沖縄の普天間基地の問題は、今、全国的な話題になっているわけなんです、これは日本に住んでいる者として、真剣に考えなければならない問題だと思います。つい最近の世論調査でも普天間基地をなくして欲しい、普天間基地の辺野古移設に反対だという人が、毎日新聞と地元の琉球新報の世論調査でも84.1%ということで、圧倒的に普天間の基地を撤去して欲しいということに、なっているわけなんです。なぜ、そういうことになってるかということ、歴史的にも、見てみる必要があると思います。普天間基地そのものが、戦後、太平洋戦争の末期にアメリカが駐留してきた時に、そこに住んでいる人たちを、収容所に全部収容して、そして普天間基地で言えば市の真ん中に、広大な基地を作ってしまったんですよね。1年、2年たって収容所から解放されてきたときに、自分の土地はもう基地の中になってしまっていて、驚くような状況だったわけなんです。戦争のときに、とった土地だとか領土というのは、戦争が終わったら返さなきゃならないと、そういうのがハーグの不戦協定で国際的な取り決めになっている。現在もそれが生きています、そういう取り決めがあるにも係らず、65年たった今でも本人に返されていないという、状況があるんです。そういうことを考えると、沖縄に住んでいる人たちが、勿論、騒音だとか、いろんな事件・事故が多発している中で、もう堪忍袋の緒が切れている状況というのは、そういうことからしても、我々でも理解できるんじゃないかな、と思うわけなんです。ここに、この陳情には、その訓練なんかも、矢白別だとかそういうところに、訓練の移転しないことも入っているんですが、例えば嘉手納基地の負担軽減ということで、その一部の訓練が矢白別演習場にきてやっているんですが、ところが沖縄の負担が軽減になっているかという、決してそうではなくて、騒音もさらに被害が大きくなったと市長も言ってるようですし、それから、沖縄でやっていなかった夜間訓練だとかは、別海でやられているし、それから黄燐弾といって皮膚につくと2千度もの高温になって、骨まで焼き尽くすという黄燐弾、白燐弾とも言うんですが、そういう兵器も使って訓練をやって、最近も高橋知事も抗議しているけど、火事になったりなんざりして、大変な状況も生まれているんですけれども、普天間の訓練を日本のほかの土地にどんどん、広げるのが今回も話題になっているんですが、そうした点では決して沖縄の人たちの負担軽減にはならないのでは、ないかと僕自身思うんです。そうしたことからいって、やはりそういう基地が作られた成り立ちですとか、沖縄の人たちの日常生活の苦勞なんかを考えても、やはりどこに移す、ここに移すということでは解決しない問題で、無条件に撤去して欲しいという、この請願の陳情の趣旨はそのとおりでないかと、僕は考えます。以上です。
- 委員長（牧野茂敏） そのほか、ご意見いただきたいと思います。藤原委員。
- 委員（藤原 孟） いわゆる戦後65年、安保50年という、節目の年というのは皆さんもう意識、充分してると思います。この陳情の、この文章だけを読めば私も理解できるものが多々ある。もちろん、沖縄の基地をどうするかとか、これを一步進めて、日本の防衛をどうするかということになると、これはまた、意見の別れるとこ、勿論、増田さんと私がかが一致するなんてことは、無いんじゃないかと思ながらもですね、今日の陳情書を読む限りにおいてはですね、沖縄の基地をなくすことも大事だし、勿論それが海兵隊の訓練のために北海道にくるとということも、当然これは反対することは、やぶさかでないと思っています。私は、この意見書の陳情、賛成ということで、いいんじゃないかと思えます。終わります。
- 委員長（牧野茂敏） そのほか、ありませんか。そのほか、意見がないようなので、討論なんです、討論はよろしいですか。それでは、採決をしたいと思います。陳情第7号につま

ては、賛成の方のご起立をお願いします。皆さん、賛成ですね。それでは、陳情第7号については、陳情書どおり採択といたしたいと思います。なお、意見書案については、委員長、副委員長に、お任せいただきたいと思います。次に、陳情第8号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書、この件について皆さんのご意見を伺いたいと思います。増田委員。

- 委員（増田武夫） 地方の自治体にとって、財政はきちんと確保されることが、住民の福祉向上、住民の幸せのための何よりの保証になるわけで、地方財政の充実強化を国に訴えるのは、当然のことだという風におもいますので、このとおりだと思います。
- 委員長（牧野茂敏） そのほか、ございませんか。意見が無いようですが、意見がございませんので、討論を省略いたしまして、採決をいたしたいと思いますが、皆さん、賛成ということでよろしいでしょうか。
- （はいの声、多数あり。）
- 委員長（牧野茂敏） それでは、陳情第8号については、採択といたします。なお、意見書案については、委員長、副委員長に、お任せいただきたいと思います。次に、陳情第9号、義務教育費国庫負担制度の堅持・負担率二分の一への復元、教職員定数改善、就学保障充実など2011年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書の提出を求める陳情書について審査をいたします。この件について、ご意見をいただきたいと思います。増田委員。
- 委員（増田武夫） 義務教育費の国庫負担が、ずっと削られ続けてきたという経緯もありまして、義務教育が完全に無償化が、憲法で保障された無償化が、きちんと実現させていくためには、教育予算の確保が欠かせないと思いますんで、そうした意味からいって、陳情の趣旨は妥当ではないか。毎年のように、行っている陳情、意見書でもありますし、そのようにお願いしたいと思います。
- 委員長（牧野茂敏） ほかにご意見、ございませんか。意見が無いようですので、陳情第9号については、討論を省きまして、採決をしたいと思います。皆さん、賛成でよろしいでしょうか。
- （はいの声、多数あり。）
- 委員長（牧野茂敏） 陳情第9号につきましては、採択といたしたいと思います。なお、意見書案については、委員長、副委員長に、お任せいただきたいと思います。以上で、本委員会に付託された陳情の審査については、陳情第6号を除いて採択とさせていただきます。なお、陳情第6号については、6月17日、産業建設常任委員会後の会議で決定をいたしたいと思います。それでは、2番目の所管事務調査項目について行いたいと思います。所管事務調査については、行政組織・職員に関する事項、糠内・駒畠・忠類総合支所など見学したいと思います。日程につきましては、後日、連絡させていただきたいと思います。それでは、以上を持ちまして総務文教常任委員会を終了したいと思います。

(13時45分閉会)